

官報

号外 昭和三十九年四月二十七日

○第四十六回 参議院會議録第二十号

昭和三十九年四月二十七日(月曜日)
午後一時二十九分開議

議事日程 第二十号

昭和三十九年四月二十七日

午後一時開議

第一 経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付)

第二 昭和三十七年度一般会計予算
備費使用總調書(その2)(衆議院送付)

第三 昭和三十七年度特別会計予算
備費使用總調書(その2)(衆議院送付)

第四 昭和三十七年度特別会計予算
算總則第十三条に基づく使用總調書(衆議院送付)

第五 昭和三十七年度特別会計予算
算總則第十二条に基づく使用總調書(その2)(衆議院送付)

第六 昭和三十七年度特別会計予算
算總則第十三条に基づく使用總調書(衆議院送付)

第七 昭和三十八年度一般会計予算
備費使用總調書(その1)(衆議院送付)

第八 昭和三十八年度特別会計予算
備費使用總調書(その1)(衆議院送付)

第九 昭和三十八年度特別会計予算
算總則第十四条に基づく使用總調書(その1)(衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

一、故衆議院議員、元衆議院議長堤康次郎君に対し弔詞贈呈の件

一、沖繩援助に関する日米間の書簡交換に関する外務大臣の報告

一、日程第一 経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 昭和三十七年度一般会計予算備費使用總調書(その2)

一、日程第三 昭和三十七年度特別会計予算備費使用總調書(その2)

一、日程第四 昭和三十七年度特別会計予算算總則第十三条に基づく使用總調書

一、日程第五 昭和三十七年度特別会計予算算總則第十二条に基づく使用總調書(その2)

一、日程第六 昭和三十七年度特別会計予算算總則第十三条に基づく使用總調書

一、日程第七 昭和三十八年度一般会計予算備費使用總調書(その1)

一、日程第八 昭和三十八年度特別会計予算備費使用總調書(その1)

一、日程第九 昭和三十八年度特別会計予算算總則第十四条に基づく使用總調書(その1)

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

鈴木 一司君

米田 勲君

重政 庸徳君

同

文教委員

運輸委員

建設委員

決算委員

同

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

同

文教委員

運輸委員

建設委員

決算委員

同

議院運営委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

石炭対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

石炭対策特別委員

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した委員長は左の通りである。

特別委員長

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

丸茂 重貞君

千葉千代世君

平島 敏夫君

天竺 良吉君

二宮 文造君

浜谷 邦彦君

近藤 鶴代君

重政 庸徳君

千葉千代世君

鈴木 一司君

宮澤 喜一君

米田 勲君

天竺 良吉君

平島 敏夫君

鬼木 勝利君

浅井 亨君

丸茂 重貞君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

石炭対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

石炭対策特別委員

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した委員長は左の通りである。

特別委員長

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

同日国際労働条約第八十七号等特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事

理事

理事

理事

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

河川法案

河川法施行法案

建設委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

外務省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

林業基本法案

農林水産委員会に付託

土地収用法等の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

昭和三十九年四月二十七日 参議院會議録第二十号 議長の報告 請暇の件 衆議院議員、元衆議院議長堤康次郎君に対し弔詞贈呈の件 沖繩援助に関する日米間の書 五七二

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

国際労働条約第八十七号等特別委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

森林基本法案(川俣清君外十二名提出)

同日左の本院提出案を衆議院に送付した。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案

特許法等の一部を改正する法律案

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書(その2)、昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その2)、昭和三十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書、昭和三十七年度特別会計予算総則第十二條に基づく使用総調書(その2)及び昭和三十七年度特別会計予算総則第十三條に基づく使用総調書

議決報告書

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その1)、昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)及び昭和三十八年度特別会計予算総則第十四條に基づく使用総調書(その1)議決報告書

経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

刑事補償法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

刑事補償法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

一昨二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 上林 忠次君 石原幹市郎君

同 地方行政委員 坪山 徳弥君 古池 信三君

同 法務委員 宮澤 喜一君 天竺 良吉君

同 運輸委員 平島 敏夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同 内閣委員 古池 信三君 宮澤 喜一君

同 地方行政委員 上林 忠次君 坪山 徳弥君

同 法務委員 石原幹市郎君 平島 敏夫君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

石炭対策特別委員 西田 信一君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案

本日委員長から左の報告書が提出された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案可決報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案修正議決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

この際、おはかりいたします。田中清一君から病氣のため会期中、請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに、決しました。

○議長(重宗雄三君) 衆議院議員、元衆議院議長堤康次郎君は、昨二十六日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

この際、本院は、同君に対し、院議をもって弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はさきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられたました衆議院議員正三位勲一等堤康次郎君の長逝に對しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(重宗雄三君) 外務大臣から、沖繩援助に関する日米間の書簡交換について発言を求められております。この際、発言を許します。大平外務大臣。

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) わが国は琉球諸島に對して潜在主権を有すること、琉球諸島住民は日本国民たる地位を有すること、さらには、琉球諸島に對する施政権は將來わが國に返還されるべきものであることにかんがみ、政府は、琉球諸島の經濟開發と同島住民の安寧福祉を増進するため、米國政府と協力して、積極的な援助の努力を推進してまいりましたことは、御承知のとおりであります。特に、昭和三十六年六月にワシントンで行なわれた池田・ケネディ會議において、米國が琉球諸島住民の安寧福祉の増進について一そう努力し、わが國がこの目的のため米國と引き続き協力することが確認されました。昭和三十七年三月、ケネディ大統領は、池田總理とそのような了解に基づき、琉球諸島に對する援助供与についての日米間の協力を進めるための取りきめを行なうために日本政府と協議を開始する用意がある旨を声明されました。

これに基づき、日米間の交渉は同年九月より開始されましたが、今般、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会と技術委員会の設置を骨子とする取りきめの案文につき両政府間に意見の一致を見るに至りましたので、私と米側エマソン駐日臨時代理大使との間で、四月二十五日書簡の署名交換を了したのであります。

今回の取りきめのおもな内容は次のとおりであります。

一、両政府は、琉球諸島に対する援助の供与について、引き続き協力する。日本政府の援助は、予算で認められた資金から供与され、この資金の支出は、日本の法令に従って行なう。

二、協議委員会を設置する。同委員会は、日本側については外務大臣及び総理府総務長官、米側については駐日大使により構成される。同委員会は、琉球諸島に対する援助供与についての協力に関する両政府の政策調整を任務とする。

三、技術委員会を設置する。同委員会は、琉球諸島高等弁務官の代表者、総理府総務長官の指名する政府職員及び琉球政府行政主席またはその代表者により構成される。同委員会は、援助の実施に伴って生ずる問題の検討を任務とする。

四、日本政府が琉球政府に提供する資金により取得される器材及び施設、日本政府が供与する器材及び施設また

は日本政府の琉球諸島における技術援助は、琉球政府が維持し、管理する。前記の器材及び施設に対する権限は、原則として琉球政府に帰属する。以上であります。

なお、米側は、その返簡において、前記の了解事項を確認するとともに、米政府は、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本の完全な主権のもとへ復帰せしめることを許す日を待望する旨を述べて、前述のケネディ声明を確認しております。

以上でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの発言に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。佐多忠隆君。

「佐多忠隆君登壇、拍手」

○佐多忠隆君 ただいま報告されました沖繩に関する日米協議委員会をめぐむる諸問題について、私は日本社会党を代表して、若干の質問をいたします。

明四月二十八日は、一九五一年サンフランシスコで結ばれた講和条約が発効した日であります。この条約によつて、沖繩は祖国日本から切り離され、沖繩住民は痛ましい占領政策のもとに呻吟しております。あす第十三回目のこの屈辱の日を迎えるにあたって、私は、われらの同胞沖繩島民の深い悲しみと痛ましい激しい憤りの声にかわつて、質問をいたすものであります。

(拍手) 池田総理大臣以下各閣僚の誠意ある答弁を求めてやみません。

ダレス長官によれば、日本は、講和条約第三条により、沖繩に対する潜在主権または残存主権を持つと言われております。ケネディ大統領は、その沖繩新政策において、「沖繩は日本本土の一部であり、アメリカは、将来沖繩諸島を日本に返還する日の来たことを期待する」と述べております。しかるに、アメリカ下院軍事委員会に提出されたブライズ法報告書により、

と、「日本の沖繩に対する潜在主権」というのは、一種の主権の形式的名称以上の何ものでもなく、アメリカが沖繩を日本以外の第三国に渡さないことを日本が期待する権利にすぎない。アメリカが沖繩を軍事基地として保有すること、施政権を持つことは、不可分の関係にある」と言っております。また、ブライズ下院議員によれば、「沖繩の軍事基地は、太平洋におけるアメリカの防衛体制にとって、無期限にわたり絶対不可欠である。」したがって、さきの報告書は断言しております。

「アメリカの沖繩支配は一時的なものではない。日本は沖繩に対し真の主権を行使するいかなる権利も持たない。」こう言っております。こんな日本を侮辱することは吐かれても、池田総理は、アメリカに対して何ら抗議をしないのかどうか、お答えを願いたい。

これに関連して、大平外務大臣にお尋ねしますが、昭和二十八年奄美群島に関する日本とアメリカの協定の最

後の交換文書の中で、初めアメリカ側は、極東の平和が確立されるまでは、沖繩については現在程度の管理と権限を維持することが必要であるとの趣旨の提案をしたのでありますが、これは交渉の最終段階で一切削除されたのであります。このことは、当時、岡崎外務大臣が本会議場で誇らかに報告したところであり、

にもかわらず、「極東に脅威と緊張の状況が存在する限り、アメリカが琉球諸島における現在の権力を引き続き行使することはぜひとも必要である」と、ダレス長官、アイゼンハワー大統領、スタンブ太平洋地区軍司令官、ブラッカー陸軍長官、ブライズ下院議員、アリソン駐日大使、アイゼンハワー、岸共同声明、アメリカ予算、ライシャワー大使等によつて、繰り返して強調されております。大平外務大臣は、一昨年、官房長官時代に、本院予算委員会で、「政府としては、極東における軍事情勢のいかんにかかわらず、アメリカに対して沖繩の施政権返還を要求する態度である」と断言をされました。池田内閣は、さきの岡崎外務大臣、大平官房長官の意気込みを失ってしまったのかどうか、明白なお答えを願いたいのであります。

ここで赤澤自治大臣にお尋ねいたします。沖繩に対する潜在主権が日本にあるとすれば、沖繩に潜在主権があることもまた当然であります。さればこ

そ選挙制度審議会は、昨年十月、「沖繩に暫定的に旧沖繩県全県一區から定数四名の衆議院議員を選出する」と答申をいたしました。今度の選挙法改正にあたって、政府はこの答申を忠実に守るべきだと思ひますが、どうか、お尋ねをいたします。

次に、施政権返還について池田総理大臣と大平外務大臣にお尋ねをいたします。ケネディ大統領は、沖繩住民の占領政治に対する不満を静め、非協力を協力へ切りかえるために、新政策を発表することとなりました。沖繩住民はもとより、日本国民も非常な期待を寄せておりました。しかるに、発表された新政策では、施政権の返還、自治権の拡大、軍政の民政への切りかえなどの緊要問題は、すべてたな上げされ、全く失望をさせられました。アメリカによる沖繩の統治は、領土の不拡大と民族自決の方向に反し、国連憲章の信託統治の条件に当てはならず、国連加盟国たる日本の主権平等を無視し、統治の実態も、また国連憲章の統治に関する原則に反するものであります。これを正すために、われわれはあくまでも施政権の返還を要求いたします。キャラウエー高等弁務官は、「施政権の返還、自治権の拡大は神話にすぎない。現実には何ら問題となり得ない」と、うそふいております。これに対する總理、外相の御意見を聞きたい。第三に、新政策の諸措置について

昭和三十一年四月二十七日 参議院會議録第二十号 沖縄援助に関する日米間の書簡交換に関する外務大臣の報告

五七四

て、大平外務大臣と野田総務長官にお尋ねをいたします。新政策は、琉球諸島に対する援助ワク六百万ドルを撤廃して、二千五百万ドルに改正すると約束をいたしました。しかるに、その後議会議決によって、ワクは半額以下の千二百萬ドルに縮められ、一九六四年度予算の支出権限は八百九十萬ドルに削られました。援助ワク拡大の約束は、べてんにすぎなかったことが明白になってまいりました。外相と長官はこの事実を何と見られるか、お答えを願いたい。新政策は、琉球人の給与水準、公衆衛生、教育、福祉の水準を、日本本土並みに引き上げるよう施策すると述べております。沖縄の現状は、一九五九年に日本本土との比較において、所得水準は全国平均の五八％、行政水準は日本での下位七県に比べても五五％であります。この水準がその後どのように引き上げられたのか、御説明を願いたい。一人当たりの所得は、なるほど最近若干向上いたしました。が、沖縄では内地に比べて非常な物価高に悩まされております。錢湯のふろ代は三十六円、内地産ビールが二百七十円、電力料金は日本一、水道料金は世界一高いのであります。租税負担もまた非常に高率であります。内地並みの税制にすれば、負担人員の六〇％は税を免れることとなり、税額は七〇％引き下げられるといわれております。社会保障は皆無といって過言であ

りません。生活保護費はきわめて少額で、受給者も僅少にすぎません。生活保護費の国庫負担はないのであります。健康保険制度は全くありません。公衆衛生も非常に悪く、伝染病予防法すらできておりません。一九六〇年の琉球政府の歳入のうち、六八％が租税収入、一四％が税外収入で、アメリカの補助はわずかに一六％にすぎません。内地の類似県では、国庫補助が六、七〇％に達していることを思えば、アメリカの財政援助がいかに僅少であるかに驚かざるを得ないのであります。農民は土地を取り上げられ、労働者は低賃金に呻吟しております。労働基本権においても、労働組合は認可制となっており、正当な組合活動が弾圧をされ、組合幹部は不当に逮捕されております。日本ではならぬ受けられる経済的社会的利益を必ず沖縄住民に与えるという新政策の精神はどうなっているのでしょうか。これらの点について具体的な実情を的確にお示しを願いたいのであります。新政策は、不必要な行政機能を琉球政府に委譲し、経済統制や個人的自由を不必要に制限している諸統制を緩和するため、常時日米共同して検討することを約束をいたしました。この約束はどうなっているのか。日米協議委員会と日米琉球技術委員会がようやく開設されることになりましたが、この開設が非常におくれたのはどういふ原因によるの

か。協議委員会は、新政策に関する大統領声明によって、当然に、自治権の拡大、施政権返還の日程を討議することを目的とすべきだと思ふが、これはどうなっているのか。日本からの財政援助は、日本の予算の編成方式にならぬ、会計検査の査察下に置くべきであります。新しく充足する日米協議委員会はこれからの点はどうなっているのか。最後に、最も重大な問題は、沖縄がアメリカの核戦略の基地であり、殺戮の島だという事実であります。池田総理大臣、大平外務大臣、福田防衛庁長官にお尋ねをいたします。沖縄本島の総面積の二五％、八万エーカーの土地が収奪をされ、二十万人の農民が生産手段を奪われ、一万二千戸の農民が追っ払われております。米軍人軍属による殺人、強姦、暴行その他の凶悪犯罪が多く、これに対する裁判権も持ち得ない状態であります。米軍の演習に伴う被害はあとを断ちません。外に対しては核兵器による殺戮の島であり、内に対しては暴虐の島であります。これらの実情を数字的に詳しくお示しを願いたいのであります。極東における平和の維持は、アメリカの沖縄に対する軍事的支配によって達成されるものではなく、核基地を取り除き、アメリカが沖縄から撤退をすることから出発をすべきであります。

(拍手)世界のすべての国が国際的連帯の中で平和に対する責任を負い、冷戦の緩和のために緊張を解きほぐす積極的な努力を示さなければなりません。全面的な核停止条約も、全面完全軍縮も、このことの中から実現をからとらなければならぬと思ふます。わが国の中に他国の軍事基地を築き、核兵器の島を与えることの中から、はたして真実の平和を維持することができ得るでしょうか。平和的民主的な発展を通じて国際平和に貢献しようとする日本国民のすべてが、あらためて考え直さなければならぬ問題であります。アメリカの極東戦略、軍事的必要性のために、アメリカの占領支配下に縛りつけられていた沖縄を、平和と繁栄の民主的自治体として日本の手に復帰せしめること、これが沖縄島民の悲願であり、われわれ日本国民の切望であります。福田防衛庁長官はどう考えられるか、お答えを願います。

以上、私は、沖縄の潜在主権、施政権の返還、自治権の拡大、沖縄の経済的社会的実情、軍事基地の撤廃、沖縄の祖国復帰について質問をいたしました。これらの問題について、池田総理は、大平外相は、日本の総理大臣らしく、日本の外務大臣らしく、き然たる態度で、われわれ日本国民に、沖縄の同胞に、懇切に答弁されんことを切に望んで、質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(大平正芳君) 沖縄に対する日本の潜在主権についてのアメリカ側の見解についての御質疑でございますが、これは佐多先生御指摘のように、一昨年の五月、下院の軍事委員会にブライズ法修正法案が提出されたときの報告書に、次のような報告がございます。「潜在主権は、主権に対する一種の形式上の所有権にすぎないものであって、何らかの真の主権を行使するにかなる権利をも日本に与えるものではない。平たく言えば、琉球諸島に關し日本に留保されたものは、米國が沖縄を含む琉球諸島をいかなる第三国にも引き渡さないことを期待する権利であるといえよう。」(こういふことが指摘されております。わが国といたしましては、かねて潜在主権の内容につきましては、日本は沖縄島の領土主権を失っていないので、米國は日本の同意を得ずしてこれら諸島の法的な性格を変更新るような処分を行なうことができない、(こういふ見解を始終維持してまいつたのでございます。したがって、日本政府がとっております法律上の見解とアメリカ側の見解とは、この限りにおいて矛盾するものとは思いません。ただ、これは法律的な見解でございますが、御承知のように、アメリカ側は、沖縄を日本本土の一部であることを確認し、また沖縄住民は日本国民たることを認めております。そして沖縄が日本の施政下に復帰する場合に備えて措置すべきことを措置しようという態度を明らかにいたし

ておりますので、潜在主権を単に概念的、抽象的な問題としてではなくて、具体的、積極的な内容のものにまで発展させようという意欲は十分持つておられるわけでございまして、私も、それに対する信頼の上に立ちまして、日米協力の立場で今後とも沖縄に対する経済その他の援助を続けてまいる立場にあるわけでございます。

それから沖縄の自治権の問題でございますが、これは一昨年の三月の大統領声明にもありますように、施政権者としてのアメリカが必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、いついかなる状況のもとで、いままでも以上に琉球政府に委譲することができかねることを決定するために、琉球諸島の行政機能について継続的な検討を行なうということが行なわれております。政府といたしましては、アメリカが前記方針を実施するにあたりましては、随時広く建設的な提案を行なっていく所存でございます。すでに御承知のように、高等弁務官のもとに民政官が任命され、行政主席の任命方法も改定され、労働組合に対する認可制も撤廃されるというような施策が逐次進められておるとは、御案内のとおりでございます。それから沖縄の施政権の返還問題でございますが、これはたびたび政府も申し上げておられますように、高度の日米間の政治問題といたしまして、日

本の政府首脳が訪米その他の機会に施政権返還の早期実現を強く要望いたしておりますことは、御承知のとおりでございます。これに對しましてアメリカ側は、先ほど佐多先生も御指摘のように、日本の潜在主権を確認しておるが、しかしながら極東の現情勢が継続する間は沖縄を保持するという決意は、依然として変えていないのでございます。昨年の三月の大統領声明では、しかしながら、沖縄が日本の領土の一部であること、同島がやがて日本の国の完全な主権のもとに復帰する日に備えて日本と密接に協力していこうということを確認し、そこに基づいて今度の協議委員会も技術委員会もできてきたわけでございまして、施政権の返還という大義に向かつてその準備を実体的に進めておりますことは御承知のとおりでございます。日米間の信頼と協力の上に立つて逐次進めてまいり、返還々々と呼ぶことだけから返還は出てこないと思ふのでございませう。

それからプライス法の関係でございますが、これは総務長官からも御返事があると思うのでございしますが、プライス法による沖縄援助の限度額は、従来六百万ドルでございましたが、一九六二年三月のケネディ新政策で、限度額を引き上げる提案を議会で行った、千二百万ドルに引き上げられまし

た。その結果、プライス法による援助だけでも、行政費を除きまして、一九六二年度に五百三十六万ドルでございしましたが、一九六三年度は六百九十五万ドル、一九六四年度は七百八十六万ドルと、逐年増加いたしておることを御報告申し上げます。

それから今回の協議委員会は、住民の安寧福祉の問題と、琉球諸島の経済開発の問題を取り扱う機関でございまして、高度の政治問題である施政権の返還とか、あるいは自治権の拡大というようなものを取り扱うためにできた機関でないことを、御承知願いたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣赤澤正道君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤澤正道君) 沖縄の代表者諸君をいまもつてこの議席に迎えることができませんことは、お互いに残念なことであると思ひます。しかし、実際に選挙を行なうことができない現状のもとにあつて、議員の配当だけ行なうよりは、むしろ日米協力して民生の安定や福祉の向上に努力するのが先であると思ひます。議員の配当は、施政権返還の直後に行なつて差しつかえないものと考へます。(拍手)

〔国務大臣福田繁雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田繁雄君) 沖縄における米軍の基地撤退がアジアの平和のために必要ではないかというお尋ねでございますが、私どもの考えでは、現在の沖縄における米軍事基地は、変動し

てやまないきわめて不安定の要素の多いアジアの現状から見まして、むしろ、極東、アジアの平和と安全を維持するために必要な軍事基地と考へて、むしろ米軍の軍事基地を必要としないうようなアジアの客観情勢の出現こそ望ましいものであると考へております。(拍手)

〔政府委員野田武夫君登壇、拍手〕

○政府委員(野田武夫君) ただいま、一九六二年のケネディ声明以来、新政策はどうなつていっているかというお尋ねでございました。その一部は外務大臣からお答えいたしました。そのほかの問題に就いては、一応、大体、新政策後の変化と申しますか、それは行政主席の任命方法をまず変えてまいりますとか、それから、先ほどこれは外務大臣からも申し上げましたが、文官制の民政府を置くことにいたしました。それからプライス法が、いまお話のとおり、六百万ドルが千二百万ドルまで引き上げられた。それから新たに経済的な借款というものが出てまいりました。それから琉球の電力公社とか水道公社とか、また、金融関係の機関でございますとか、これが従来はアメリカ人をその総裁とか副総裁に任命いたしておりましたのを、ほとんど全部沖縄人をこれに起用したこと。それから一昨日発表を見ました日米協議委員会あるいは日米琉球技術委員会、これらは

やはりケネディ声明に基づく各般の措置でございます。

そこで、経済的な問題は、これもただいま外務大臣からもちょっと触れましたが、まず、プライス法が倍額の千二百万ドルになりました。そして、六二年では五百三十万ドルくらい、プライス法が出ておりましたのが、漸次これが増額しております。六四年には七百万ドルにふえております。全体のアメリカの援助額も大体漸次増加いたしておりまして、千万ドルに近い期待ができはしないか。これに基づきまして、日本政府といたしましての援助のやり方が基本的に変わつてまいりまして、そして日本政府の援助というものが、日米間の話し合いの結果、直接沖縄にやれるというので、昭和三十五年に一億九千万の援助が、すでに予算として出してあります。三十九年度においては、約二十億の日本の援助ができるという段階までまいつております。したがつて、今日までの経済的な開発も、アメリカはもとよりでございますが、日本がこの数年間にこれくらい大きな援助ができるようになりまして、開発の内容も漸次改善されておることは間違いないのでございませう。

そういうことで、この沖縄住民の生活も向上してまいりまして、最近のアメリカ政府の発表によりまして、一九六三年度の国民所得は二億六千五百

昭和三十一年四月二十七日 参議院會議録第二十号

沖繩援助に関する日米間の書簡交換に関する外務大臣の報告

経済協力開発機構条約の締結について承認を求める

五七六

二十万ドル、前年度の二億三千数百万ドルに比べまして、相当向上を見ております。これだけふえております。それで、一人当たりの国民所得も、大体一二・七%の伸びをいたしております。今日の段階におきまして、必ずしも満足なものでございせんが、逐次、しかも、相当の幅をもつて向上しつつあることは間違ひはございせん。これは、数字をもつて申し上げてもわかりませんが、大体一九六〇年度の国民所得は一億七千五百六十二万ドルであったのが、六二年度は二億三千二百二十一万ドル、それから六三年では二億六千五百二十万ドル、こういう伸びを示しております。また、この一般的な、何と申しますか、物価その他から考えまして、いま佐多さんの御指摘になつたこともよくわかりますが、労働賃金にいたしましても、一九五八年以降大体平均約六%の上昇率を見ておりまして、本土、つまり日本の本土と沖縄との賃金格差もだんだん縮まつてまいっております。

今後、私どもがこの日米協議委員会並びに日米琉球技術委員会、これは、もちろん沖縄の一日も早い本土復帰をこいねごうことは、私ども、もちろん心から願つておりますが、私、率直に申しますと、今回、日米琉球技術委員会が発足いたしました、今日までの沖縄の政府の意思というものは直接アメリカには伝達できなかったという状態

でございしますが、一昨日発足いたしました日米琉球委員会が、これがこの琉球の住民の率直な意思をありのままアメリカ政府に述べる機会を得たと、こういうことは、私はやはり、沖縄住民の今後の福祉、生活上、産業の開発、これらに對して相当の効果があるものだと期待いたしております。したがつて、今日まで私どもの考えております沖縄住民の向上、つまり、できるだけ本国並みのいわゆる生活上、福祉、また社会政策、社会保障の問題につきましても、これが、日米協議委員会、また日米琉球技術委員会を通しまして、積極的にその推進をはかりたいと、こう思つておる次第でございす。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 内閣総理大臣の答弁は他日に留保されました。

これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長黒川武雄君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

経済協力開発機構条約の締結につ

いて、日本国憲法第七十三条第三号

ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

経済協力開発機構条約

オーストリア共和国、ベルギー王

国、カナダ、デンマーク王国、フ

ランス共和国、ドイツ連邦共和国、

ギリシャ王国、アイスランド共和国、

アイルランド、イタリア共和国、ルク

センブルグ大公国、オランダ王国、ノ

ルウエー王国、ポルトガル共和国、ス

ペイン、スウェーデン王国、スイス

連邦、トルコ共和国、グレート・ブ

リテン及び北部アイルランド連合王

国及びアメリカ合衆国の政府は、

経済的な力及び繁栄が国際連合の

目的の達成、個人の自由の擁護及び

一般的福祉の増進のため不可欠なものであることを考慮し、

これらの国が、相互の間で発展した協力関係の伝統を強化することに

より、最も効果的に前記の目標に向かつて前進することができるとを

信じ、

欧州経済協力機構へのこれらの国の参加が大きく貢献した欧州の経済的な復興及び進歩により、前記の伝統の強化並びに新たな任務及び一層

広い目的のための前記の伝統の活用が可能であるという新たな見とおし

が開かれたことを認め、

一層広い協力が世界の諸国民の間の平和的かつ協調的な関係に重要な

貢献をすることを確信し、

これらの国の経済の相互依存関係が増大していることを認め、

これらの国の経済のできる限り高度の成長を促進するため、並びにそ

の国民の経済的及び社会的な福祉を向上するためにこれらの国の能力及

び潜在力を一層効果的に利用することとを協議及び協力を通じて決意し、

経済的先進国が経済的發展の途上にある国を全力を尽して援助するた

めに協力しなければならぬことを

信じ、

世界の貿易の今後の拡大が諸国の経済的發展及び国際的経済関係の改

善を助ける最も重要な要素の一つであることを認め、

これらの国が参加している他の国際的な機関若しくは制度におけるこれらの国の義務又はこれらの国が当事国になつてゐる協定に基づくこれらの国の義務に適合する方法によつて前記の目的を達成することを決意して、

欧州経済協力機構を経済協力開発機構に改組するため、次のとおり協定した。

第一条

経済協力開発機構(以下「機構」という。)の目的は、次のことを意図した政策を推進することにある。

(a) 加盟国において、財政金融上の安定を維持しつつ、できる限り高度の経済成長及び雇用並びに生活水準の向上を達成し、もつて世界の経済の発展に貢献すること。

(b) 経済的發展の途上にある加盟国及び非加盟国の経済の健全な拡大に貢献すること。

(c) 国際的義務に従つて、世界の貿易の多角的かつ無差別的な拡大に貢献すること。

第二条

加盟国は、第一条の諸目的を達成するため、次のことに同意する。

(a) 個個に、及び共同して、自国の経済的資源の効果的利用を促進すること。

(b) 科学及び技術の分野において、個個に、及び共同して、自国の資

源の開発を促進し、研究を奨励し、かつ、職業訓練を促進すること。

(c) 経済の成長並びに国内的及び対外的な財政金融上の安定を達成し、かつ、自国又は他国の経済を危うくするおそれがある事態を回避することを意図した政策を、個個に、及び共同して実施すること。

(d) 貨物及び役務の交換並びに經常的支払に対する障害を軽減し又は除去し、かつ、資本移動の自由化を維持拡大するための努力を、個個に、及び共同して続けること。

(e) 技術援助の受入れ及び輸出市場の拡大が経済的發展の途上にある加盟国及び非加盟国の経済にとつて重要であることを考慮して、適当な方法により、特に、これらの国への資本の導入により、個個に、及び共同して、これらの国の経済的發展に貢献すること。

第三条

加盟国は、第一条の諸目的を達成し、かつ、第二条の約束を履行するため、次のことに同意する。

- (a) 相互の間で常に情報を交換し、また、機構に対し、その任務の遂行に必要な情報を提供すること。
- (b) 継続的に協議を行ない、研究を行ない、また、合意された計画に参加すること。

(c) 緊密に協力し、適当な場合には協調した行動をとること。

第四条

この条約の締約国をもつて機構の加盟国とする。

第五条

機構は、その目的を達成するため、次のことを行なうことができる。

- (a) 別段の規定がある場合を除きすべての加盟国を拘束する決定
- (b) 加盟国に対する勧告
- (c) 加盟国、非加盟国又は国際機関との協定の締結

第六条

1 決定及び勧告は、機構が特別の場合につき全会一致で別段の定めをしない限り、すべての加盟国の間の合意によつて行なわれる。

2 各加盟国は、一個の投票権を有する。いずれかの加盟国が決定又は勧告について棄権した場合又は、その棄権は、当該決定又は勧告の成立を妨げるものではなく、当該決定又は勧告は、棄権した加盟国以外の加盟国に適用される。

3 いかなる決定も、いずれかの加盟国がその憲法上の手続の要件を満たすまでには、当該加盟国を拘束しない。その他の加盟国は、当該決定が相互の間で暫定的に適用されることを合意することができ

第七条

すべての加盟国で構成する理事会をもつてすべての機構の文書の源である機関とする。理事会の會議は、大臣の會議又は常駐代表の會議とする。

第八条

理事会は、毎年、大臣會議を主宰する議長一人及び副議長二人を指名する。議長は、最初の任期に続く一年について重ねて指名されることができる。

第九条

理事会は、執行委員会及び機構の目的を達成するため必要な補助機関を設置することができる。

第十条

1 理事会は、理事会に対して責任を有する事務総長一人を五年の任期で任命する。事務総長は、その勧告に従つて理事会が任命する一人又は二人以上の事務次長又は事務総長補佐によつて補佐される。

2 事務総長は、常駐代表會議である場合の理事会の會議を主宰する。事務総長は、すべての適当な方法で理事会を補佐するものとすし、また、理事会その他の機構の機関に対して提案を行なうことができる。

第十一条

1 事務総長は、理事会が承認した組織計画に従つて、機構の運営に必要な職員を任命する。職員規則は、理事会の承認を受けるものとする。

2 機構の國際的性格に照らし、事務総長、事務次長、事務総長補佐及び職員は、いずれの加盟国又は機構外のいかなる政府若しくは当局からの指示をも求め、又は受けはならない。

第十三条

千九百五十二年四月十八日のパリ条約及び千九百五十七年三月二十五日のローマ条約によつてそれぞれ設立された欧州共同体が機構において有する代表権は、この条約に附属する第一補足議定書に定めたとおりとする。

第十四条

1 この条約は、署名国により、それぞれ憲法上の要件に従つて批准され又は受諾されるものとす

第十二条

機構は、理事会が定める条件に従い、次のことをすることができる。

- (a) 非加盟国又は諸機関に対する意思の表明
- (b) 非加盟国又は諸機関との關係の設定及び維持
- (c) 非加盟国政府又は諸機関に対する機構の活動への参加の招請

第十三条

千九百五十二年四月十八日のパリ条約及び千九百五十七年三月二十五日のローマ条約によつてそれぞれ設立された欧州共同体が機構において有する代表権は、この条約に附属する第一補足議定書に定めたとおりとする。

1 この条約は、署名国により、それぞれ憲法上の要件に従つて批准され又は受諾されるものとす

第十五条

2 批准書又は受諾書は、寄託国政府に指定されたフランス共和国政府に寄託されるものとする。

3 この条約は、次のいずれかの時に効力を生ずる。

(a) 千九百六十二年九月三十日以前にすべての署名国が批准書又は受諾書を寄託した場合に、その寄託の時

(b) 千九百六十二年九月三十日までに十五以上の署名国が批准書又は受諾書を寄託した場合に、これら署名国については同日、その他の署名国についてはその後批准書又は受諾書を寄託した時

(c) 千九百六十二年九月三十日後この条約の署名の時から二年以内に十五以上の署名国が批准書又は受諾書を寄託した場合に、これらの署名国についてはその寄託の時、その他の署名国についてはその後批准書又は受諾書を寄託した時

4 この条約が効力を生じた時に批准書又は受諾書を寄託していない署名国は、機構とその署名国との間の合意によつて定められる条件に従つて機構の活動に参加することができ

歐洲經濟協力機構の改組は、この条約が効力を生じた時に効力を生じ、歐洲經濟協力機構の目的、機關、権能及び名称は、その時からこの条約に定めるとおりのものとなる

ものとする。欧州経済協力機構が有する法人格は、機構に引き継がれる。ただし、欧州経済協力機構の決定、勧告及び決議は、この条約が効力を生じた後も有効であるためには、理事会の承認を受けるものとする。

第十六条

理事会は、加盟国の義務を受諾する用意があるいかなる政府に対してこの条約に加入するよう招請することを決定することができる。その決定は、全会一致で行なうものとする。ただし、理事会は、特定の場合に、全会一致で、棄権を認めることを決定することができる。その場合には、その決定は、第六条の規定にかかわらず、すべての加盟国に適用される。加入は、寄託国政府への加入書の寄託の時に効力を生ずる。

第十七条

いずれの締約国も、寄託国政府に対して十二箇月前の通知を行なうことにより、自国に対するこの条約の適用を終止させることができる。

第十八条

機構の本部は、理事会が別段の定めをしない限り、パリに置く。

第十九条

機構の法律上の能力並びに機構、機構の職員及び機構における加盟国の代表者の特権及び免除は、この条約に附属する第二補足議定書に定めるとおりとする。

第二十条

1 事務総長は、理事会が採択した財政規則に従つて、毎年、理事会に対し、その承認を求めるため、年度予算、収支計算書及び理事会が要求する追加予算を提出する。

2 理事会が承認した機構の一般経費は、理事会が決定する基準に従つて分担される。その他の経費は、理事会が決定するところに従つてまかなわれる。

第二十一条

寄託国政府は、批准書、受諾書若しくは加入書を受領し、又は終止の通知を受けたときは、すべての加盟国及び事務総長に対してその旨を通知するものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十年十二月十四日にパリ

で、ひとしく正文である英語及びフランス語によつて、本書一通を作成した。本書は、寄託国政府に寄託されるものとし、寄託国政府は、すべての署名国に対して認証謄本を送付するものとする。

ドイツ連邦共和国のために

ルートヴィッヒ・エルハルト

アルベルト・ヒルガー・ファ

ン・シエルペンベルヒ

オーストリア共和国のために

ブルーノ・クライスキー

ドクター フリッツ・ボック

ベルギー王国のために

P・ウイニイ

R・オクレント

カナダのために

ドナルド・M・フレミング

ジョージ・H・ヒース

デンマーク王国のために

イェンス・オットー・クラウ

スペインのために

フェルナンド・M・カステイ

エリッ

A・ウリヤストレス

アメリカ合衆国のために

ダグラス・デイロン

W・ランドルフ・バージェス

フランス共和国のために

M・クーヴ・ド・ミューヴィ

ル

ポームガルトネル

ギリシャ王国のために

A・プロトババダキス

アイスランドのために

シアン・O・ロインサイ

アイスランドのために

ジルフィ・Th・ジスラソン

イタリア共和国のために

ジュゼッペ・ベッラ

カルロ・ルッソ

ルクセンブルグ大公国のために

E・シャオス

ノールウェー王国のために

ハルヴァール・ランゲ

オランダ王国のために

J・ルンス

スイツカ

ポルトガル共和国のために

J・G・コレイア・デ・オリ

ヴェイラ

グレート・ブリテン及び北部アイ

erland連合王国のために

セルウィン・ロイド

スウェーデン王国のために

グンナル・ランゲ

スイス連邦のために

マックス・プティビエール

トルコ共和国のために

アリカーン

経済協力開発機構条約に附属す

る第一補足議定書

経済協力開発機構条約の署名国

は、

次のとおり協定した

1 千九百五十一年四月十八日のパ

リ条約及び千九百五十七年三月二

十五日のローマ条約によつてそれ

ぞれ設立された欧州共同体が経済

協力開発機構において有する代表

権は、これらの条約の組織規定に

従つて決定される。

2 欧州経済共同体及び欧州原子力

共同体の委員会並びに欧州石炭鉄

鋼共同体の最高機関は、この機構

の活動に参加する。

以上の証拠として、下名の全権委

員は、正当に委任を受け、この議定

書に署名した。

千九百六十年十二月十四日にパリ

で、ひとしく正文である英語及びフ

ランス語によつて、本書一通を作成

した。本書は、フランス共和国政府

に寄託されるものとし、同政府は、

すべての署名国に対して認証謄本を

送付するものとする。

ドイツ連邦共和国のために

ルートヴィッヒ・エルハ

ルト

アルベルト・ヒルガー・ファ

ン・シエルペンベルヒ

オーストリア共和国のために

ブルーノ・クライスキー

ドクター フリッツ・ボッ

ク

ベルギー王国のために

P・ウイニイ

R・オクレント

カナダのために

ドナルド・M・フレミング

ジョージ・H・ヒース

デンマーク王国のために

イェンス・オットー・クラウ

スペインのために

フェルナンド・M・カステイ

エリッ

A・ウリヤストレス

アメリカ合衆国のために

ダグラス・ディロン

W・ランドルフ・バーヂェス

フランス共和国のために

M・クーヴ・ド・ミルヴィ

ル

ボームガルトネル

ギリシャ王国のために

A・プロトババダキス

アイルランドのために

シアン・O・ロインサイ

アイスランドのために

ジェルフィ・Th・ジスラソン

イタリア共和国のために

ジュゼッペ・ペツラ

カルロ・ルツ

ルクセンブルグ大公国のために

E・シャオス

ノールウェー王国のために

ハルヴァール・ランゲ

オランダ王国のために

J・ルンス

ポルトガル共和国のために

J・G・コレイア・デ・オリ

ヴェイラ

グレート・ブリテン及び北部アイ

セルウィン・ロイド

スウェーデン王国のために

グンナル・ランゲ

スイス連邦のために

マックス・プティビエール

トルコ共和国のために

アリカーン

経済協力開発機構条約に附属す

る第二補足議定書

経済協力開発機構条約(経済協力

開発機構は、以下「機構」という)の

署名国は、次のとおり協定した。

機構は、次の法律上の能力を有

し、また、機構、機構の職員及び機

構における加盟国の代表者は、次の

特権及び免除を享有する。

(a) 千九百四十八年四月十六日の欧

州経済協力機構条約の締結国の領

域においては、同条約に附属する

第一補足議定書において規定する

法律上の能力、特権及び免除

(b) カナダにおいては、カナダ政府

と機構との間で締結される法律上

の能力、特権及び免除に関するす

べての協定又は取極において規定

する法律上の能力、特権及び免除

(c) 合衆国においては、国際機関免

除法に基づき、千九百五十年六月

二十七日の大統領令第一万百三十

三号によつて与えられる法律上の

能力、特権及び免除

(d) その他の国においては、関係政

府と機構との間で締結される法律

上の能力、特権及び免除に関する

すべての協定又は取極において規

定する法律上の能力、特権及び免

除

以上の証提として、下名の全権委

員は、正当に委任を受け、この議定

書に署名した。

千九百六十年十二月十四日にパリ

で、ひとしく正文である英語及びフ

ランス語によつて、本書一通を作成し

た。本書は、フランス共和国政府に

寄託されるものとし、同政府は、す

べての署名国に対して認証謄本を送

付するものとする。

ドイツ連邦共和国のために

ルートヴィッヒ・エルハ

ルト

アルベルト・ヒルガー・フ

ン・シュルペンベルヒ

オーストリア共和国のために

ブルーノ・クライスキー

ドクター フリッツ・ボック

ベルギー王国のために

P・ウイニ

R・オクレント

カナダのために

ドナルド・M・フレミング

ジョージ・H・ヒース

デンマーク王国のために

J・O・クラウ

スペインのために

フェルナンド・M・カステイ

エリッ

A・ウリヤストレス

アメリカ合衆国のために

ダグラス・ディロン

W・ランドルフ・バーヂェス

フランス共和国のために

M・クーヴ・ド・ミルヴィ

ル

ボームガルトネル

ギリシャ王国のために

A・プロトババダキス

アイルランドのために

シアン・O・ロインサイ

アイスランドのために

ジェルフィ・Th・ジスラソン

イタリア共和国のために

ジュゼッペ・ペツラ

カルロ・ルツ

ルクセンブルグ大公国のために

E・シャオス

ノールウェー王国のために

ハルヴァール・ランゲ

オランダ王国のために

J・ルンス

ポルトガル共和国のために

J・G・コレイア・デ・オリ

ヴェイラ

グレート・ブリテン及び北部アイ

ルランド連合王国のために

セルウィン・ロイド

スウェーデン王国のために

グンナル・ランゲ

スイス連邦のために

マックス・プティビエール

トルコ共和国のために

アリカーン

〔黒川武雄君登壇、拍手〕

○黒川武雄君 ただいま議題となりま
した条約は、欧州経済協力機構を發展
的に解消し、経済協力開発機構すなわ
ちOECDの設立を定めたものでござ
います。

OECDは、従来の西欧十八カ国の
ほか、米、カナダを加えて、一九六
一年に発足いたしました。加盟国の
経済成長、低開発国援助、世界貿易の
拡大を三大目的とし、特に、加盟国間
において、広く世界経済のあらゆる問
題につき、随時情報を交換し、検討を
行なうことを、特色としているのでご
ざいます。

わが国は、OECD発足の当初か
ら、その下部機構の一つである開発援
助委員会のメンバーとなり、低開発国
援助の活動に参加してまいつたのでご
ざいます。さらに国際経済のあらゆる
面において、これら自由世界の先進
工業諸国と緊密な協力関係を維持する

ため、OECDへの正式加入の希望を表明してまいりましたところ、昨年七月二十六日、正式に加入の招請を受け、OECDとの間に、わが国の加入条件を定めた了解覚書きを署名するに至ったのでございます。これにより、わが国は、OECDがこれまで採択した諸文書については、一部を除いて受諾し、經常的貿易外取引、資本移動に關する二つの自由化規約については、一定の留保を付しております。

これらの自由化規約は、技術援助、海運、保険、フィルム、観光旅行、直接投資、送金、証券売買、商業上の借款等につき、原則的に自由化を義務づけております。

右のように、広くわが国の海運業、國際収支、農業、中小企業のほか、なお発展段階にある産業等、經濟、社会の各方面にわたり深い關係があり、影響が大きいため委員会における質疑は各般にわたり、特に開放經濟に對処する政府の基本的構造や具體的施策等について、自由民主党の杉原委員、日本社会党的岡田、佐多、羽生、森の各委員、民主社会党的會津委員、日本共產党的野坂委員より、熱心なさうして活発な質疑が行なわれました。これに對して、池田内閣總理大臣、大平外務大臣、大藏、福田通産、赤城農林、綾部運輸、藤尾文部、大橋労働の各大臣、宮澤經濟企画庁長官の応答がありました。詳細は會議録で御承知願います。

四月二十四日質疑を終え、日本社会党を代表して岡田委員より反對、自由民主党を代表して井上委員より賛成、民主社会党的會津委員より希望条件を付して賛成、日本共產党的野坂委員より反對の討論が行なわれました後、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第二、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その2)、

日程第三、昭和三十三年度特別会計予備費使用總調書(その2)、

日程第四、昭和三十三年度特別会計予算總則第十一号に基づく使用總調書、

日程第五、昭和三十三年度特別会計予算總則第十二条に基づく使用總調書(その2)、

日程第六、昭和三十三年度特別会計予算總則第十三条に基づく使用總調書、

日程第七、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)、

日程第八、昭和三十三年度特別会計予備費使用總調書(その1)、

日程第九、昭和三十三年度特別会計予算總則第十四条に基づく使用總調書(その1)、

(いずれも衆議院送付)

以上八件を一括して議題とすることにより御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。決算委員長横川正市君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

一、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その2)

一、昭和三十三年度特別会計予備費使用總調書(その2)

一、昭和三十三年度特別会計予算總則第十一号に基づく使用總調書

一、昭和三十三年度特別会計予算總則第十二条に基づく使用總調書(その2)

一、昭和三十三年度特別会計予算總則第十三条に基づく使用總調書

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

一、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)

一、昭和三十三年度特別会計予備費使用總調書(その1)

一、昭和三十三年度特別会計予算總則第十四条に基づく使用總調書(その1)

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

〔横川正市君登壇、拍手〕

○横川正市君 ただいま議題となりました昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その2)外四件及び昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)外二件の事後承認を求める件につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、本件の内容について概略を申し上げます。昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その2)は、昭和三十三年一月二十五日から同年三月二十六日までの間に使用された六十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度特別会計予備費使用總調書(その2)は、昭和三十三年一月二十四日から同年三月二十六日までの間に使用された二百六億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度特別会計予算總則第十三条に基づく使用總調書は、昭和三十三年三月二十九日に使用された三十四億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度特別会計予算總則第十二条に基づく使用總調書(その2)は、昭和三十三年二月二十二日から同年三月二十九日までの間に使用された百四十八億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度特別会計予算總則第十三条に基づく使用總調書は、昭和三十三年三月二十六日に使用された四十三億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)は、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用された百五十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)は、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用された百五十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)は、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用された百五十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)は、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用された百五十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)は、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用された百五十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)は、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用された百五十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)は、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用された百五十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)は、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用された百五十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)は、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用された百五十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十三年度一般会計予備費使用總調書(その1)は、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用された百五十九億四千万円に關するものであります。

次に、昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)は、昭和三十八年七月八日から同年十二月二十日まで間に使用された五百三十一億円余に關するものであります。

最後に、昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その1)は、昭和三十八年九月十七日に使用された一億円余に關するものであります。

決算委員会におきましては、以上八件につきまして、四月二十四日、大蔵省当局から説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、各委員から活発な質疑が行なわれましたが、その詳細については、会議録によって御承知を願います。

いたいと存じます。

ここでは、特に、政府は、予備費の使用については、一そう厳正慎重を期し、いよいよも安易に流れることのないよう望む旨の発言があり、また、予備費を災害復旧事業費補助に使用した場合、過大査定等の不当事態を生じないよう、一段の注意を払うことを要望する旨の発言が多かつたことを、申し上げておきたいと存じます。

かくて質疑を終わり、討論の後、採決の結果、右八件は、いずれも承諾を与へべきものと、全会一致をもって議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

八件全部を問題に供します。八件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 賛成者起立
過半数と認めます。よって、八件は承諾することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と

することに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕
地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十九年四月十日
衆議院議長 船田 中

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部改正

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表市町村の項中
3 衛生費 人口
4 労働費 失業者数
を
3 保健衛生費 人口
4 清掃費 人口
5 労働費 失業者数
に
改め、同条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「八分の十」を「八十分の百」に、「七分の十」を「七十五分の百」に改め、同表表示単位の欄中「円」を「千円」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項中
1 道路費 道路の面積 種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
を
1 道路費 道路の面積 種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
に
改め、同表市町村の項中
3 衛生費 人口
4 労働費 失業者数
を
3 保健衛生費 人口
4 清掃費 人口
5 労働費 失業者数
に
改め、同条第七項中「行政の質」の下に

健康衛生費 人口
掃費 人口
失業数 態容補正
に改め、同条第七項中「行政の質」の下に

別表

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	二 土木費	警察職員数	一人につき 七六六、〇〇〇円
	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 三二四〇円
	2 橋りよう費	道路の延長	一メートルにつき 一八六〇円
3 河川費	橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 四七二〇円
	河川の延長	木橋の延長	一メートルにつき 一一、二〇〇円
		河川の延長	一メートルにつき 四一六〇円

昭和三十九年四月二十七日 参議院會議録第二十号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

道府県		市町村	
4 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 人口 面積 海岸保全施設の延長	3 その他の諸費	人口 面積
5 その他の土木費	一人につき 一メートルにつき 一平方キロメートルにつき 一メートルにつき	7 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金 千円につき
三 教育費	1 小学校費 教職員数 学校数 教職員数 学校数 生徒数 人口	8 特定償還費	千円につき
2 中学校費	一人につき 一校につき 一人につき 一校につき 一人につき 一人につき 一人につき	一 消防費	人口
3 高等学校費	一人につき 一校につき 一人につき 一校につき 一人につき 一人につき 一人につき	二 土木費	道路の面積
4 その他の教育費	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	1 道路費	道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長
四 厚生労働費	1 生活保護費 町村部人口 人口 人口 人口 工場事業場労働者数 失業者数	2 橋りよう費	一平方メートルにつき 一平方メートルにつき 一平方メートルにつき 一平方メートルにつき 一平方メートルにつき 一平方メートルにつき 一平方メートルにつき
2 社会福祉費	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	3 港湾費	一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき
3 衛生費	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	4 都市計画費	都市計画区域における人口 一坪につき 一坪につき 一坪につき 一坪につき 一坪につき 一坪につき
4 労働費	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	5 その他の土木費	人口
五 産業経済費	1 農業行政費 耕地の面積 農家数 林野の面積 水産業者数 商工業の従業者数	三 教育費	1 小学校費 児童数 学級数 学校数 生徒数 学級数 学校数 教職員数 生徒数 人口
1 農業行政費	一町歩につき 一戸につき 一町歩につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	2 中学校費	一人につき 一学級につき 一学級につき 一学級につき 一学級につき 一学級につき 一学級につき
2 林野行政費	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	3 高等学校費	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき
3 水産行政費	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	4 その他の教育費	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき
4 商工行政費	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	4 厚生労働費	人口
六 その他の行政費	道府県税の税額 恩給受給権者数		
1 徴税費	千円につき 一人につき		
2 恩給費	三九、四〇〇〇〇 一一七〇〇		

1	生活保護費	市部人口	一人につき	二九四〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	七八〇〇
3	保健衛生費	人口	一人につき	一一二〇〇
4	清掃費	人口	一人につき	三四五〇〇
5	労働費	失業者数	一人につき	三七、一〇〇〇〇
五	産業経済費			
1	農業行政費	農家数	一戸につき	三、三六〇〇〇
2	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	二八四〇〇
3	その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二、〇七〇〇〇
六	その他の行政費			
1	徴税費	市町村税の税額	千円につき	一二五〇〇
2	戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	五〇〇〇
		世帯数	一世帯につき	一九九〇〇

3	その他の諸費	人口	一人につき	八〇五〇〇
七	災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	三四二、〇〇〇〇〇
八	特定債償還費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
九	刃地対策事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金に刃地対策事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
				五七〇〇〇

(地方交付税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第二条 地方交付税法の一部を改正する等の法律(昭和三十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び昭和三十八年度」と、昭和三十八年度及び昭和三十九年度に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会にお

ける審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案のおもな内容は、昭和三十一年度における地方交付税の総額の増加に伴い、

第一に、新道路整備五カ年計画による道路の整備その他の公共事業の増大、社会保障の充実、給与改訂の平年度化、新たに住宅関係経費を算入すること等に伴い、単位費用を引き上げ、市町村における清掃費の項目を新たに測定単位とし、また、離島隔遠地の市町村の増高経費を算入する補正を行なう等、補正方法の一部を改める等の改正であります。

第二に、市町村の基準財政収入額の計算について、基準税率百分の七十でありますものを、百分の七十五に改め、

第三に、高等学校生徒急増対策費にかかわる基準財政需要額の算定の特例を昭和三十一年度においても適用しようとするものであります。

委員会におきましては、二月二十五日、政府当局より提案理由の説明を聞き、慎重に審査いたしました。詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられます。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。内閣委員長三木與吉郎君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月十九日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

「二百二十万円」に改め、同条第二号中「十五万円」を「六十万円」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、成年に達しない皇族については、それぞれ十五万円とする。

第七条中「六千万円」を「六千八百万円」に改める。

第八条中「四百七十万円」を「五百十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

三木與吉郎君登壇、拍手

○三木與吉郎君 たいだいま議題となりました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の改正点は、第一に、皇室が国会の議決を経ないで賜与または譲り受けをすることが出来る財産の限度額について、物価の上昇等の事情を考慮し、天皇及び内廷皇族については、これらの者を通じて、賜与の価額を六百五十万円に、譲り受けの価額を二百二十万円に改定し、その他の皇族については、賜与及び譲り受けの価額をそれぞれ六十万円に、未成年の皇族については、それぞれ十五万円に改定すること、第二に、内廷費及び皇族費の定額について、物価の上昇及び公務

員給与の引き上げ等の事情にかんがみ、内廷費の定額を六千八百万円に、皇族費の定額を五百十万円に改定することでありました。

本委員会におきましては、内廷費、宮廷費及び宮内庁費の区分、皇室用財産の現状、賜与の内容、新宮殿の概要、一般に公開される皇居東側地区の監理権並びに警察権の問題等について、質疑が行なわれましたが、その詳細は、會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、下村委員より、自由民主党を代表して、施行期日を公布の日に改めるとともに、四月一日から適用すること、修正の上、原案に賛成する旨の発言がありました。

次いで採決の結果、下村委員提出の修正案並びに右修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は、委員会修正どおり議決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十一分散会

出席者は左のとおり。

議員		議長		副議長	
市川 房枝君	林 塩君	重宗 雄三君	庸徳君	重政 庸徳君	
植木 光教君	鬼木 勝利君				
野知 浩之君	二木 謙吾君				
牛田 寛君	大竹平八郎君				
島島徳次郎君	青田源太郎君				
中尾 辰義君	北條 鶴八君				
浅井 亨君	鈴木 恭一君				
森部 隆輔君	堀本 宜実君				
小平 芳平君	鈴木 一弘君				
森 入三三君	野本 品吉君				
最上 英子君	三木與吉郎君				
原島 宏治君	辻 武寿君				
佐藤 尚武君	野田 俊作君				
太田 正孝君	笹森 順造君				
中上川アキ君	森田 タマ君				
北口 龍徳君	鈴木 一司君				
源田 実君	熊谷太三郎君				
川野 三曉君	丸茂 重貞君				
植垣弥一郎君	谷村 貞治君				
仲原 善一君	中野 文門君				
豊田 雅孝君	天坊 裕彦君				
竹中 恒夫君	鈴木 万平君				
村上 春蔵君	山下 春江君				

館 哲二君	佐藤 芳男君	阿部 竹松君	岩間 正男君
青柳 秀夫君	平島 敏夫君	渡辺 勘吉君	小林 武君
鍋島 直紹君	堀 末治君	松本 賢一君	高山 恒雄君
藤野 繁雄君	西郷吉之助君	米田 勲君	横川 正市君
紅露 みつ君	杉原 荒太君	大矢 正君	鈴木 強君
田中 茂穂君	小林 英三君	相澤 重明君	占部 秀男君
大野木秀次郎君	寺尾 豊君	田上 松衛君	向井 長年君
植竹 春彦君	黒川 武雄君	久保 等君	藤田 進君
井野 碩哉君	天竺 良吉君	小酒井義男君	藤原 道子君
井川 伊平君	川上 為治君	村尾 重雄君	椿 繁夫君
松野 孝一君	亀井 光君	大和 与一君	岡田 宗司君
野上 進君	山本 杉君	羽生 三七君	赤松 常子君
金丸 富夫君	米田 正文君	曾根 益君	
北畠 教真君	西田 信一君	國務大臣	
小西 英雄君	江藤 智君	外務大臣	大平 正芳君
稲浦 鹿蔵君	石井 桂君	自治大臣	赤澤 正道君
堀見 俊二君	梶原 茂嘉君	國務大臣	福田 篤泰君
吉武 恵市君	高橋 衛君	政府委員	
増原 恵吉君	小柳 牧衛君	總理府總務長官	野田 武夫君
村松 久義君	那 祐一君	大蔵政務次官	齋藤 邦吉君
高橋進太郎君	鹿島守之助君		
津島 壽一君	矢山 有作君		
野々山一三君	柳岡 秋夫君		
長谷川 仁君	濱谷 英行君		
櫻井 志郎君	後藤 義隆君		
林田 正治君	千葉千代世君		
山本伊三郎君	柴谷 要君		
北村 暢君	前田 久吉君		
白井 勇君	森 元治郎君		
光村 甚助君	鈴木 壽君		
伊藤 顕道君	藤田藤太郎君		
中村 順造君	小沢久太郎君		
佐多 忠隆君	田中 一君		

〔第十七号参照〕

審査報告書

道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月十四日

外務委員長 黒川 武雄

参議院議長 重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、国際道路交通の発達と安全を図るため、一時旅行者の持ち込む自家用自動車に対する通関上の便宜供与、新規登録の免除、国際運転免許証の通用等を定めるとともに、道路交通規則の基本的準則を定めたものである。この条約への加入は、道路交通に関する国際協力の見地から望ましいのみならず、わが国観光政策の振興にも寄与することとなるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月十四日

外務委員長 黒川 武雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、道路交通に関する条約を補充するもので、一時旅行

者が持ち込む自家用自動車について、一定の条件の下に、免税及び簡易通関手続により一時輸入を認め、内容を内容としている。この条約への加入は、自家用自動車による国際旅行の発展に資するのみならず、わが国観光政策の振興に寄与することとなるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月十四日

地方行政 竹中 恒夫

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)全国知事会等の職員を組合員とする地方団体関係団体職員共済組合を新設して長期給付を行なうこととし、その給付の内容及び費用の負担は地方公務員の年金制度に準ずるものとし、併せて組合の組織及び運営等につき所要の規定を設けること、(二)恩

給法の改正に伴い、これに準じて外国特殊機関の職員期間を地方公務員の組合員期間に通算すること等を主な内容とするもので、妥当なものとして認められた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、特に次の諸点を配慮すべきである。

一、地方団体関係団体職員共済組合について

(一) 団体職員期間と公務員在職期間とは、相互に通算する措置を検討すること。

(二) 団体共済組合員の掛金の標準となる給料及び退職年金の最高限度額については、地方公務員との均衡を考慮し、検討すること。

(三) 団体共済組合の資金の運用にあつては、組合員の福祉の向上に資するよう配慮すること。

(四) 地方公務員共済組合法の施行前において、都市健康保険組合の職員であつた者で、当該地方公共団体の職員となつた者の共済条例の適用を受けていた期間

の通算について、救済措置を講ずるよう考慮すること。

(四) 団体共済の適用者で共済条例の組合員であつた者については、その共済条例の組合員期間について完全な通算措置を講ずるよう考慮すること。

二、地方公務員共済組合の組合員期間に、旧樺太等外地における地方公務員の職員期間を通算する措置を講ずるよう考慮すること。

右決議する。

審査報告書

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月十四日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、納税貯蓄組合制度の現状にかんがみ、納税貯蓄組合連合会に関する規定を設けるとともに、その利子に対する非課税措置の適用される納税以外の目的に引き出される限度額を引き上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

昭和三十九年四月二十七日 参議院会議録第二十号

五八六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(大ざし良質紙は二十円)
(送料とも)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局 電話東京 五八一

官

報
源